

石川県特定非営利活動促進法（NPO法）施行条例・施行細則の改正について

1 認証申請の要旨をインターネットにより公表することが可能となる

所轄庁（＝石川県）が行う認証申請の要旨の公告方法について、石川県公報に登載して行う現行の公告に加え、インターネットによる公表を可能とする。

→ 石川県NPO活動支援センターあいむのホームページに要旨を掲載する。

2 「仮認定」から「特例認定」への名称変更

「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」へ改める。

3 認定NPO法人・特例認定NPO法人の海外送金等に関する書類を事後提出へ一本化する

認定NPO法人・特例認定NPO法人が行う海外送金等に関する書類は、その金額に関わらず、所轄庁への事後提出とする。

※海外送金及び金銭の持ち出しに関する基準（現行）

	海外送金 及び金銭の 持ち出し	所轄庁への提出書類	
		200万円超	200万円以下
認定NPO法人	可能	事前に提出	事後提出
特例認定NPO法人	可能		
通常のNPO法人	可能	不要	

（改正後）

金額に関わらず、
事後提出とする
(毎事業年度終了後年1回)

※認定及び特例認定NPO法人は多くの寄附金を扱うため、当該書類の提出・公開による、より透明性のある情報公開が義務づけられています